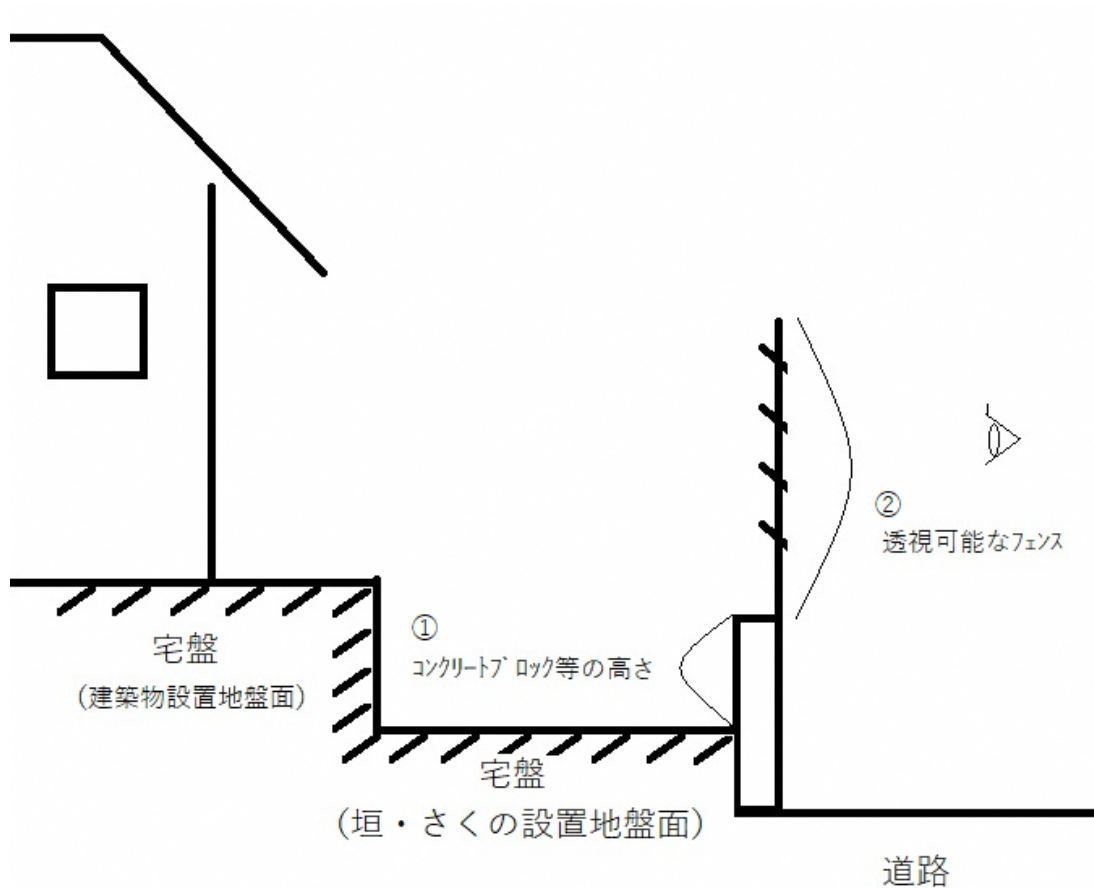


## 【垣又はさくについて】



- ① 垣・さく（コンクリートブロック等）の高さは、設置地盤面から土留部分を除いたものとします。門柱・門袖の高さについても同様とします。
- ② 透視可能なフェンスとは、「正面から見て、内側が透けて見える」ものとします。隙間があっても、のぞき込まなければ見えないものは不適合となります。